

喜界町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成28年9月21日（水）
午後 2時00分～午後 3時00分
2. 開催場所：役場内会議室
3. 出席委員：（12名）
4. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第 26号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第 27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
 - 報告第 7号 農家基本台帳新規搭載について
5. 農業委員会事務局出席職員（3名）

6. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から平成28年第9回定期総会を開会いたします。 はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>【皆さんそれぞれお忙しい中、定例会にご出会いただきありがとうございます。平素よりそれぞれの地域でご尽力いただき感謝申し上げます。それでは早速お手元の資料に基づきご審議の方をよろしくをお願いいたします。】</p>
事務局	<p>それでは会を進めて参りたいと思います。出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。喜界町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。喜界町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、11番、12番をお願いいたします。なお、会議書記には事務局職員の庶務係を指名いたします。以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の農地法第3条の許可申請は、議案6件でございます。まず、議案第26号は全て所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>【議案第26号、受付番号1から6を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>受付番号1から6までは、添付の審議内容にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当いたしませんので、許可要件の全てを満たすものと判断いたします。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>ただいま朗読がありました議案書の内容に関しまして、それぞれの地区の担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
1 2 番	<p>1 番について説明いたします。譲渡人へお話を伺ったところ、今後農業は行わないということで譲受人へ贈与したとのことでした。</p>
3 番	<p>譲受人にも確認いたしました但譲り受けたことに間違い無いとのことでした。申請地の存在は地籍調査で知ったようです。譲受人はご高齢ですが現在も元気でサトウキビの生産に励んでいます。近所には親戚の方もおり、畑の管理等手伝ってくれる環境もあります。今後、長男が定年退職することを機に農業を継ぐとすることでそれまでの間は譲受人が農業を頑張っていくということでした。以上です。</p>
3 番	<p>2 番について説明いたします。譲渡人へお話を伺ったところ、譲受人との話し合いの中で問題無く売り渡したとのことでした。 譲受人へも確認いたしました但、申請地の存在は地籍調査で知ったようで、譲渡人と話し合いをして買い受けたことに間違い無いとのことでした。以上です。</p>
5 番	<p>3 番について説明いたします。譲渡人へ電話にて連絡したところ、将来島に帰ることはあっても農業することは無いということで親戚である譲受人へ贈与したとのことでした。 譲受人へも確認いたしました但、譲り受けたことに間違い無いとのことでした。以上です。</p>
5 番	<p>4 番について説明いたします。譲渡人へ電話確認したところ将来島に帰ることはないということで、甥にあたる譲受人へ畑を売り渡したようです。 譲受人へも確認いたしました但、規模拡大のため買い受けることにしたようです。以上です。</p>
6 番	<p>5 番について説明いたします。譲渡人へお話を伺ったところ、経営規模の縮小ということで譲受人へ畑を売り渡したとのことでした。 譲受人へも確認いたしました但、規模拡大のため今まで遊休農地だったものを解消して、今後畑として利用するということでした。 譲渡人は、ハーベスターを所有していますが近年どんどん規模縮小している傾向にありますので心配しているところでした。以上です。</p>
5 番	<p>5 番について、補足説明いたします。譲渡人の売り渡し理由について規模縮小もそうですが自宅と申請地の距離が遠いということもあるようです。以上です。</p>

5番	<p>6番について説明いたします。譲渡人は現在マンゴーを10aほど栽培していますが、ご高齢により今後サトウキビの生産は出来ないということで譲受人へ畑を売り渡したとのことです。</p> <p>譲受人へも確認いたしましたが、規模拡大のため買い受けたことに間違い無いということです。今後ますます農業に力を入れていくと意気込んでおります。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第26号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第26号は原案の通り決定いたしました。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>次に、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1件でございます。</p> <p>第27号の議案書をご覧ください。喜界町より平成28年9月30日付けで農用地利用集積計画（案）の決定を求められています。</p> <p>賃貸借権の設定が1件と使用貸借権が1件です。 面積は、合計3,506㎡です。</p> <p>【議案第27号、計画番号15番から16番の農用地利用集積計画（案）について議案書をもとに説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等はございますか。</p>

3番	計画番号15番・16番ですが、農業の実態はあるのでしょうか。また、どういう営農計画なのでしょうか。
事務局	今後、福祉分野での農業体験を踏まえた営農計画を立てています。
議長	他にご質問ご意見等はございますか。
	【質問、意見なし】
議長	よろしいでしょうか。それでは、計画番号15番から16番につきまして採決いたします。議案第27号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に報告事項に入ります。報告第7号の「農家台帳新規登載について」 ですが、報告事項の朗読と説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	報告第7号「農家台帳新規登載報告書」の件数は1件でございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備いたしておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第7号につきまして、発言等のある方は挙手をお願いいたします。
	【発言等なし】
議長	よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第7号を終わります。

発言者	発言内容
事務局	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、これをもって平成28年第9回喜界町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員 藤本 安満

議事録署名委員 永 昭 弘